

監査公表第8号

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

報告の対象

公益財団法人呉市体育振興財団

令和6年6月17日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

出 資 団 体 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

2 監査の対象団体（所管課）

公益財団法人呉市体育振興財団（スポーツ振興課）

3 監査の期間

令和5年11月28日から令和6年2月26日まで

4 監査の対象

令和5年度における出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、定款等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するも

のを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において、法令、定款等に適合し、適正に行われていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

指摘事項

- (1) 前回の定期監査の結果に基づいて口頭指導していたにもかかわらず、公益財団法人呉市体育振興財団旅費規則において支給することとしている日帰旅行に係る県内出張の日当を支給していなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

- (2) 契約金額が 30 万円を超える「ランニングマシンベルト交換修繕」ほかに係る物品修理契約において、契約書の作成を省略しているにもかかわらず、請書、承諾書その他これに準ずる書面を徴していなかった。

公益財団法人呉市体育振興財団契約規則では、契約書の作成を省略する場合は、契約金額が 30 万円を超えない修理、契約の性質又は目的により理事長において必要がないと認めるとき等を除き、請書、承諾書その他これに準ずる書面を徴さなければならないこととなっている。

については、適正な契約事務をされたい。

監査公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

なお、監査委員 沖本恭治は、公益財団法人くれ産業振興センターの監事の職にあるため、地方自治法第199条の2の規定により除斥しています。

報告の対象

公益財団法人くれ産業振興センター

令和6年6月17日

呉市監査委員

大 下 正 起

田 中 みわ子

出 資 団 体 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査

2 監査の対象団体（所管課）

公益財団法人くれ産業振興センター（商工振興課）

3 監査の期間

令和6年2月26日から同年4月25日まで

4 監査の対象

令和5年度における出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、定款等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において、法令、定款等に適合し、適正に行われていると認めた。

監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、当該結果を公表します。

報告の対象団体，施設及び所管課

対象団体	医療法人社団葵会	シンコースポーツ中国株式会社
施設	呉市国民健康保険安浦診療所	呉市営プール及び呉市二河公園多目的グラウンド（呉市営プールに隣接する多目的広場に限る。）
所管課	福祉保健課	スポーツ振興課

令和 6 年 6 月 17 日

呉市監査委員
大 下 正 起
沖 本 恭 治
田 中 みわ子

公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象団体及び施設（所管課）

(1) 対象団体

医療法人社団葵会

(2) 施設（所管課）

呉市国民健康保険安浦診療所（福祉保健課）

3 監査の期間

令和5年11月28日から令和6年2月26日まで

4 監査の対象

令和5年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、基本協定書、事業計画書等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において、法令、基本協定書、事業計画書等に適合し、適正に行われていると認めた。

公の施設の指定管理者監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象団体及び施設（所管課）

(1) 対象団体

シンコースポーツ中国株式会社

(2) 施設（所管課）

呉市営プール及び呉市二河公園多目的グラウンド（呉市営プールに隣接する多目的広場に限る。）（スポーツ振興課）

3 監査の期間

令和5年11月28日から令和6年2月26日まで

4 監査の対象

令和5年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令、基本協定書、年度協定書、事業計画書等に適合し、適正に行われているかに主眼を置いた。

6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

7 監査結果の区分

是正，改善又は検討を求める事項については，定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお，監査の結果については，勧告事項，特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

8 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて，監査の対象となった事務は，重要な点において，法令，基本協定書，年度協定書，事業計画書等に適合し，適正に行われていると認めた。

なお，是正，改善又は検討を求める事項は，次のとおりである。

指摘事項

指定管理業務に従事する者の氏名及び当該従事者間の責任体制等を変更した場合は，直ちに市に報告しなければならないこととなっているにもかかわらず，報告していなかった。

については，基本協定書に留意し，適正な事務処理をされたい。